

令和7年11月25日

トラック運送事業者 各位

公益社団法人青森県トラック協会
会 長 森 山 慶 一
(公印省略)

【再周知】

令和7年度青森県トラック運送事業者人材確保対策支援事業 「免許補助金」のご案内

青森県では、トラックドライバーの高齢化の進行により、将来的なトラックドライバーの不足が懸念されているトラック運送事業者におけるトラックドライバーの確保を図るため、「令和7年度青森県トラック運送事業者人材確保対策支援事業免許補助金」として、トラック運送事業者に対し免許補助金を交付することとなり、青森県から当協会が業務委託を受け、申請書類の受付・審査及び補助金の交付を行うこととなりました。

補助金の交付要綱、申請方法など、くわしくは2ページ目以降の交付要綱、実施要領などをご確認ください。 ※申請人数上限はなくなりました。

- ・ 令和7年度青森県トラック運送事業者人材確保対策支援事業免許補助金 交付要綱 P2
- ・ 令和7年度青森県トラック運送事業者人材確保対策支援事業免許補助金 実施要領 P4

「免許補助金」概要

- ・ 対 象 免 許：大型自動車免許
- ・ 補 助 額：対象経費の1/2（条件により上限あり）
- ・ 申請人数上限：な し
- ・ 対 象：令和7年4月1日～令和8年2月28日までに取得した免許
- ・ 申 請 期 日：令和8年3月2日（必着）
- ・ 青森県トラック協会 助成事業「18.貨物自動車運転免許取得助成」と併用可能

申請様式等詳細については、公益社団法人青森県トラック協会ホームページ
(<https://aotokyo.or.jp/>) 右側バナー 「令和7年度 免許補助金」 よりご確認ください。

【お問い合わせ先】

ご不明な点がございましたら、下記まで問い合わせください。

公益社団法人青森県トラック協会 業務部 免許補助金係

受付時間 平日 9:00～17:00（12:00～13:00を除く）

電 話 017-729-2000

以上

令和 7 年度青森県トラック運送事業者人材確保対策支援事業免許補助金 交付要綱

令和 7 年 6 月 27 日制定

公益社団法人青森県トラック協会

(趣旨)

第 1 条 公益社団法人青森県トラック協会（以下「青ト協」という。）は、県が定める令和 7 年度（令和 6 年度からの繰越分）青森県トラック運送事業者人材確保対策支援事業費補助金交付要綱の規定に基づいて、トラックドライバーの高齢化の進行により将来的なトラックドライバーの不足が懸念されている貨物自動車運送事業者（貨物自動車運送事業法第 3 条に定める一般貨物自動車運送事業を営業者、同法第 35 条に定める特定貨物自動車運送事業を営業者。以下「トラック運送事業者」という。）に対して、予算の範囲内で令和 7 年度青森県トラック運送事業者人材確保対策支援事業免許補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関してはこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、青森県内に本社を置くトラック運送事業者及び県外に本社を置く法定中小企業者（資本金 3 億円以下又は常時使用する従業員 300 人以下）で、県内に支店・営業所を置くトラック運送事業者のうち、その主な事業として、自ら使用権原を有する車両（被牽引車を除く。）を用いて貨物運送事業を行う者であり、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までの間（以下「対象期間」という。）に、従業員が取得した道路交通法第 84 条第 3 項に規定する大型自動車免許（以下、「大型免許」という。）の取得費用を自動車教習所に支払っている者で、今後も事業継続の意思がある者とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が対象期間に自動車教習所に支払った大型免許の取得に要した以下に掲げる経費（経費に充てるべき国、公益社団法人全日本トラック協会又は公益社団法人青森県トラック協会からの補助金・助成金の額がある場合には、経費から当該額を控除するものとする。）の合計額とし、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

入学金、適性検査料、学科教習料、技能教習料、特例教習料、効果測定料、教材費、写真代、検定料

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は以下のAからCの補助上限額のいずれか低い額とする。

- | | |
|---|-------------|
| A 免許取得日において、19歳以上21歳未満の者 | 1人当たり28万5千円 |
| B 免許取得日において、21歳以上36歳未満かつ普通免許等の免許保有期間が3年未満の者 | 1人当たり26万3千円 |
| C 上記A及びBのいずれにも該当しない者 | 1人当たり17万円 |

（交付の申請）

第5条 補助金の交付の申請をしようとするトラック運送事業者は、令和7年度青森県トラック運送事業者人材確保対策支援事業免許補助金交付申請書（様式1）及び添付書類を、青ト協に対し、令和8年3月2日（月）までに提出しなければならない。（郵送の場合、当日消印有効）

（交付の決定）

第6条 青ト協は、補助対象事業者から補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、様式2により速やかに補助金の交付決定をするものとする。

- 2 補助対象事業者は、補助金の交付に係る帳簿及び証拠書類を整備し、交付を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（決定の取消し）

第7条 青ト協は、補助対象事業者からの補助金の交付申請の内容に虚偽があった場合には、交付決定後であってもこれを取り消すことができる。

（補助金の返還）

第8条 青ト協は、補助金の交付の決定を取り消した場合には、補助金の交付の決定を取り消されたトラック運送事業者に対し期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項について、別に定める。

附 則 この要綱は、令和7年6月27日から施行する。

本事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用して実施します。

令和7年度青森県トラック運送事業者人材確保対策支援事業免許補助金 実施要領

1 事業の目的

トラックドライバーの高齢化の進行により、将来的なトラックドライバーの不足が懸念されているトラック運送事業者におけるトラックドライバーの確保を図るため、大型免許の取得に要する経費の一部を予算の範囲内で補助するものです。

2 用語の定義

(1) トラック運送事業者

次の各号に該当する者であって、貨物自動車運送事業法第3条に定める一般貨物自動車運送事業を営業者及び同法第35条に定める特定貨物自動車運送事業を営業者のうち、その主な事業として、自ら使用権原を有する車両（被牽引車を除く。）を用いて貨物運送事業を行う者を言う。

- ① 県内に本社を置くトラック運送事業者
- ② 県外に本社を置く法定中小企業者（資本金3億円以下又は常時使用する従業員300人以下）で、県内に支店・営業所を置くトラック運送事業者

(2) 大型免許

道路交通法第84条第3項に規定する大型自動車免許を言う。

(3) 大型免許の取得

大型免許の運転免許証の交付を受けることを言う。

(4) 対象期間

令和7年4月1日から令和8年2月28日までのことを言う。

3 補助金の対象となる者（補助対象者）

以下の要件をすべて満たす者とします。

- (1) 対象期間に県内の営業所に勤務する従業員が大型免許を取得していること
- (2) 対象期間にトラック運送事業者が、(1)の従業員による大型免許の取得費用を自動車教習所へ支払っていること
- (3) 対象期間に(1)の従業員が県内の営業所にて自動車運転業務に従事していること
- (4) 今後も引き続き事業を継続する意思があること

注意

一度従業員が立て替えた大型免許の取得費用を、トラック運送事業者が従業員に支払った（立替精算）場合も制度の対象になります。

この場合、(2)は「対象期間に従業員が大型免許の取得費用を自動車教習所へ支払い、トラック運送事業者が当該費用を対象期間に従業員へ支払っていること」と読み替えていただき、従業員へ支払ったことが確認できる受領書（任意様式）を添付してください。

4 補助金の対象となる経費（補助対象経費）

補助対象経費は、トラック運送事業者が従業員の大型免許の取得のために自動車教習所へ支払った下記に掲げる経費から、国、公益社団法人青森県トラック協会（以下「青ト協」と言う。）、公益社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」と言う。）からの補助金・助成金の額を差し引いた額とします。

入学金	適性検査料	学科教習料	技能教習料
特例教習料	効果測定料	教材費	写真代
検定料			

注 意

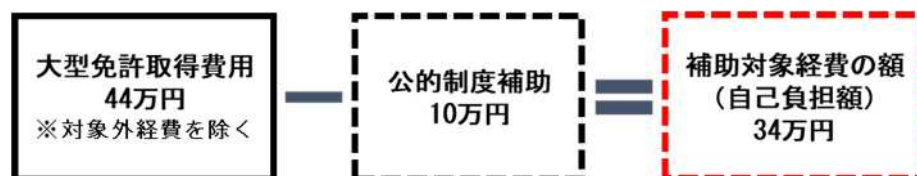
以下に掲げる経費は補助対象経費にはなりません。

従業員が自ら負担した費用（※立替払を除く）	延長・補修教習料
免許試験手数料、免許交付手数料	仮免許試験手数料、仮免許交付手数料
金融機関への振込手数料	消費税及び地方消費税相当額
合宿による免許取得の場合における交通費・宿泊費	

注 意

全ト協や青ト協などの他の公的制度からの補助を受けている又は受ける予定の場合は、補助対象経費から、当該額を除いた額を補助対象経費（自己負担分）の額とします。

（例）従業員が大型免許を取得（取得費用 44 万円）し、青ト協から 10 万円の補助を受けている場合、下図のとおり **34 万円**が補助対象経費の額となります。



なお、国や市町村などの補助金・助成金の中には、他の補助金の交付を受ける場合は対象外（併給不可）とされている制度があります。

併給不可の制度の補助金等と本補助金との交付を受けると、一方の補助金の返還が必要になる場合がありますので、他の補助金等の交付を受けようとする場合には併給が可能か必ず確認してください。（青ト協、全ト協の助成金は、本補助金と併給可能です）

（併給不可の制度の一例）

- ・人材開発支援助成金（厚生労働省）
- ・令和 7 年度十和田市若年者等人材育成支援事業補助金（十和田市）

5 補助金の額

補助金の額は、下記(1)と(2)のいずれか低い方の額とします。

- (1) 補助対象経費の合計額の2分の1に相当する額（千円未満の端数を切り捨てた額）
(2) 下記A～Cに記載の額の合計額

A 免許取得日において、19歳以上21未満の者	…1人当たり28万5千円
B 免許取得日において、21歳以上36歳未満かつ普通免許等の免許保有期間が3年未満の者	…1人当たり26万3千円
C 上記A及びBのいずれにも該当しない者	…1人当たり17万円

(例) 下図のとおり大型免許を取得している場合、71万円が補助金の額となります。

 **A**

免許取得費用	75万円
▲ 公的助成	20万円
補助対象経費	55万円

 **B**

免許取得費用	70万円
▲ 公的助成	18万円
補助対象経費	52万円

 **C**

免許取得費用	45万円
▲ 公的助成	10万円
補助対象経費	35万円

(1) 補助金の上限額
 $28.5(A) + 26.3(B) + 17(C) = 71.8\text{万円}$

(2) 補助対象経費の合計額の1/2
 $(55(A) + 52(B) + 35(C)) / 2 = 71\text{万円}$

⇒ (2)の額が補助金の上限額以内のため、
71万円が補助金の額となる

6 申請方法

対象期間に従業員が大型免許を取得したら、「令和7年度青森県トラック運送事業者人材確保対策支援事業免許補助金交付申請書（様式1）」に必要事項を記入し、添付書類とともに郵送または持参にて提出してください。

申請様式は、青森県トラック協会ホームページ（<https://aotokyo.or.jp/>）からダウンロードできます。

申請に必要な書類

- ア 令和7年度青森県トラック運送事業者人材確保対策支援事業免許補助金交付申請書（様式1）
- イ 大型免許取得者の詳細（様式1別紙）
- ウ 令和7年度青森県トラック運送事業者人材確保対策支援事業免許補助金に関する大型免許取得費用内訳書（様式2）※ 教習所に発行を依頼してください。
- エ 支払いを証する書類（領収書、振込明細書）の写し
- オ 雇用保険被保険者通知書等の写し（従業員として雇用されていることが確認できる公の書類）
- カ 取得運転免許証の写し / 特例教習証明書の写し（特例教習受講の場合）
- キ 運転者台帳の写し
- ク 貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項に定める令和6年度事業実績報告書の写し
- ケ 事業継続意思を確認する誓約書（様式3）
- コ 振込先口座の金融機関、店名、口座種別、口座番号、口座名義、フリガナが確認できる部分の写し
- サ 国の補助金・助成金を受けているまたは受けようとしている場合、当該金額がわかる書類
※ 交付決定書の写し、制度の交付要綱、等

7 申請書類提出先

〒030-0111 青森県青森市大字荒川字品川 111-3
公益社団法人青森県トラック協会 免許補助金係

8 申請受付期間

- ・ 窓口への持参・・・令和 8 年 3 月 2 日（月）17：00 まで（土日祝を除く）
 - ・ 郵送・・・・・・・・・・令和 8 年 3 月 2 日（月）消印有効
- ※ 申請金額が予算の範囲を超えた場合は受付を終了します。

9 免許補助金の交付

申請事業者から提出された書類を確認し、不備がなければ提出月翌月末までに提出いただいた振込先口座へ振り込みを行います。

※ 振込前に「振込通知書」を東北運輸局へ登録している事業所所在地へ郵送します。

10 申請にあたっての留意事項

- (1) 県内に複数の支店・営業所がある場合は、本社又は主管となる支店・営業所が申請を取りまとめ、一括にて申請してください。
- (2) 提出した申請書類に不備があった場合は、上記 8 の申請受付期間内に修正したものを提出しなければなりませんので、早めに申請してください。
- (3) 提出した申請書類の内容に虚偽があった場合には、交付決定後でもこれを取り消し補助金の返還を求めることとなります。
- (4) 必要に応じて、事業実施の状況等について、青森県や青ト協から問い合わせを行うことがあります。

11 問い合わせ先

公益社団法人青森県トラック協会 業務部 免許補助金係

受付時間：平日 9：00～17：00（12：00～13：00 を除く）

電 話：017-729-2000

（青森県トラック協会の会員以外の方も、上記問い合わせ先へご連絡ください）

12 FAQ（よくある質問）

Q 1 申請回数は1事業者あたり1回だけか。

A 1 申請受付期間内であれば、複数回に分けて申請することも可能です。

Q 2 支払った費用の中に補助対象外経費が含まれているかわからない。

A 2 入校した自動車教習所に内訳書（様式2）を発行するよう依頼してください。
発行できない場合、自動車教習所に対象経費の額等を問い合わせた内容（問い合わせ日時、担当者、内容、その他必要事項）をメモし、支払いを証する書類と併せて提出してください。

Q 3 申請したら必ずもらえるのか。

A 3 予算の範囲内で交付するものであり、申請金額が予算の範囲を超えた日をもって受付終了とします。

Q 4 県外に本社があり、県内に営業所があるが本制度の対象になるか。

A 4 県内に支店・営業所がある法定中小企業者（資本金3億円以下又は常時使用する従業員300人以下）であれば対象になります。

Q 5 県外の営業所に勤務する従業員が大型免許を取得した場合、本制度の対象になるか。

A 5 本制度の対象になるのは、県内の営業所に勤務する従業員が大型免許を取得し、県内の営業所にて自動車運転業務に従事した場合に限ります。

Q 6 入社が内定した個人に対象期間中に大型免許を取得させ、その後雇用し、県内の営業所にて自動車運転業務への従事を開始した場合、本制度の対象になるか。

A 6 本制度の対象になります。

Q 7 本制度は、青ト協助成の「18.貨物自動車運転免許取得助成」と併用は可能か。

A 7 併用は可能となります。